

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

広島土砂災害

15年前教訓 生きぬ行政

八十人もの死者・行方不明者を数えた広島市の大雨による土砂災害。広島では一九九九年六月にも、今回の被災地と一部は重なる地域で、大規模な土砂災害があった。その直後から、国は直轄の砂防事業に取り組んできたが、今回の悲劇を防ぐことはできなかった。いったい、何が問題だったのか。(三沢典丈)

「もっと砂防ダムがあれば、土石流は軽減できたはず。頑張ってきたが...」。国土交通省中国地方整備局の担当者はそう語った。

砂防ダムとは、川の途中にコンクリートや石積みで設けた小型ダム。土石流を途中で受け止め、勢いを弱めて麓まで達しないようにするほか、平時もダム上流の流れを緩やかにする。

広島県内では戦後、死者が出た土砂災害が今回を除いて六回発生している。九年六月の大雨による土砂災害では、死者・行方不明者は三十二人に上った。事態を重く見た国はこの

直後、土砂災害防止法を制定。同法に基づく直轄砂防事業として、二〇〇一年から広島市などで砂防ダムの建設を進めてきた。

管内にある約二百溪流が対象で、総数は未定。現在までに五十三基が完成したが、同一溪流に複数のダムが必要なケースも多く、整備が終わった溪流は全体の割にとどまっている。

同整備局太田川河川事務所によると、今回、最も被害が大きかった同市安佐南区八木地区周辺でも二基が着工し、一基が計画中。しかし、いずれも未完成だ。同地区から南西の五溪流で

国の直轄事業

市の都市計画

砂防ダム建設進まず

「危険箇所」に住宅地

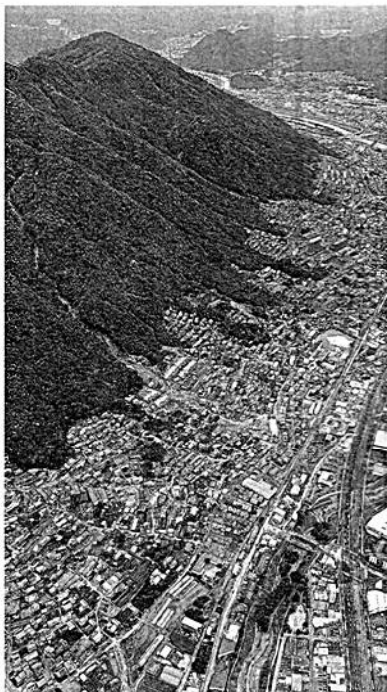
も、調査を始める予定だったが、被害の大きかった県管轄住宅付近の溪流は調査の予定すらなかった。

整備が一足飛びに進まない理由について、同事務所

の担当者は「建設が急がれる地区は、家屋が山裾まで迫っている例が多い。一気に工事を進めようにも、集中的にタンブが入りすれば、その騒音に苦情が寄せられる。隣接する地区などと並行して少しずつ進めざるを得ない」と話す。

ただ、根本的な疑問がある。そもそも、危険といっ

山裾に広がる住宅地に土石流が流れ込んだ
広島市安佐南区八木地区周辺=今月20日



てもよい砂防ダムの必要な溪流の下流に、なぜ住宅が密集しているのか。

広島市都市計画課によると、八木地区は六〇年代後半にはすでに住宅が建てられており、七一年には都市計画法の市街化区域に指定された。これ以降、空き地や農地にも住宅が次々と建てられていったという。

他方、土砂災害防止法では、都道府県知事が「土砂災害危険箇所」の中から「特別警戒区域」に指定されたケースに限って、区域内の家について移転勧告を出すことができる。

だが、実際には対象地域の住民らが「地価が下がる」などと反対するケースが多く、指定は難航する。

「危険箇所」とされていた八木地区も未指定だった。

京都防災研究所斜面災害研究センター長の釜井俊孝教授は「谷筋の土石流の出口に、わざわざ家を建てているのは問題。市街化区域についても、土砂が流れる恐れがある場所をどうして指定したのか」と、広島市の姿勢を批判する。

都市防災に詳しい群馬大の片田敏孝教授は、特別警戒区域の指定が停滞しがちな現状について「不動産価格が下落しかねないので指定は嫌だ、という住民の気持ちは分からなくもない。だが、物理的な危険という客観的事実は動かしようがない」と苦言を呈す。

さらに今回、浮き彫りになった国の砂防事業と市の都市計画の矛盾について、こう提言した。

「防災関連と都市計画部の連携が悪すぎる。人口が減っていく中、宅地開発は見直した方がいい。もう、『危ない土地は利用しない』とかじを切るべき時ではないのか」